

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

第2期紫波町まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

岩手県紫波郡紫波町

3 地域再生計画の区域

岩手県紫波郡紫波町の全域

4 地域再生計画の目標

【地域の現状と課題】

(1) 人口減少問題の克服

本町は昭和50年代の古館駅周辺の民間開発を契機に人口の増加が続き、平成17年国勢調査時点では33,692人になったが、以降、人口は緩やかに減少している。合計特殊出生率が向上し、社会増減が均衡したとしても、令和42年には27,000人程度まで人口が減少すると考えられる。

年齢3区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14歳）は昭和60年の6,050人をピークに減少し、令和元年には3,889人となる一方、老年人口（65歳以上）は昭和55年の3,181人から令和4年には10,324人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64歳）も平成12年の21,104人をピークに減少傾向にあり、令和6年には17,613人となっている。

自然動態をみると、出生数は昭和58年の391人をピークに減少し、令和5年には154人となっている。その一方で、死亡数は昭和58年の196人から令和5年には451人と増加の一途をたどっており、令和5年の出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は▲297人（自然減）となっている。

また、社会動態をみると、ピーク時の平成11年には転入者（1,674人）が転出者（1,076人）を上回る社会増（598人）であったが、その後は徐々に転入者が減

少し、平成 17 年以降は転入者と転出者が 1,000 人前後で推移するようになったことで、社会増減の均衡状態が続いている。なお、近年の宅地開発の影響により、令和元年は転入者（1,288 人）が転出者（954 人）を上回り大幅な社会増（334 人）となったが、令和 4 年の社会増は 144 人、令和 5 年の社会増は 97 人となっており、その影響は一時的なものと考えられる。

一定程度の社会増があることで、現時点での人口減少のスピードは緩やかなものになっているが、死亡数は増加傾向に、出生数は減少傾向にあるため、これからも人口減少は避けられないと考えられる。

私たちは、人口減少社会が到来したことを認識しつつ、人口減少社会に適応しながら、町が持っている強みや地域資源を最大限に生かし、誰もが安心して住み続けることができる、持続可能なまちをつくらなければならない。

（２） 稼ぐ力の確保

地域経済は、大都市圏に比べ、消費の回復に遅れがみられるほか、人口減少に伴い人手不足も顕在化している。このような状況のもと、私たちは公民連携、地域間連携、政策間連携によりローカル経済で稼ぐ仕組みを整え、町の経済発展の確保に努め、人口減少時代に合った活力ある紫波町をつくる必要がある。

本町のオガールプロジェクト（紫波中央駅前の町有地を活用した公民連携による経済開発）は、「地方創生の成功モデル」と言われ、全国からも注目を集めている。これは、リスク・責任・判断の一致の原則に基づき、民がリスクをとって事業を実施、官は規制緩和等の支援を、金融機関は金融支援を行うことで民の持続可能な事業経営が実現していることが評価されていることによる。本町におけるまち・ひと・しごと創生への取組は、本町がこれまで取り組んできた、民の知見が最大限活かされた公民連携によるまちづくりを基本に据える。

（３） デジタル技術の活用

デジタル技術は、人々の生活や働き方、産業構造等に大きな影響を与えており、人手不足への対応、経済成長、業務の効率化・不便の解消等、多様な分野において課題の解決に大きく寄与することが期待される。

本町においても、国の方針を勘案しつつ、デジタル技術の活用により地域の課題や魅力向上につながる地方創生の取組をさらに推進し、住民一人ひとりがやさしい暮らしを体感することができるまちを目指す。

【基本目標】

地域の現状と課題を踏まえ、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、国や県の総合戦略と連動を図りながら施策を推進し、達成に向けて取り組んでいく。

- ・基本目標 1 ローカル経済でしごとが生まれる
- ・基本目標 2 女性・若者に選ばれて新しいひとの流れが生まれる
- ・基本目標 3 子育て支援・教育の充実で若い世代の安心が生まれる
- ・基本目標 4 民の活力が湧き上がり時代に合った地域が生まれる
- ・横断的目標 デジタル活用により便利でやさしい暮らしが生まれる

【数値目標】

5-2の ①に掲げる事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (令和11年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	町内総生産	86,207百万円	100,990百万円	基本目標 1
	町内事業所数	1,084事業所	1,124事業所	
	起業数(累計)	59件(R2~R5)	65件(R7~R11)	
イ	社会増減数	79人	100人	基本目標 2
	「ずっと住み続けたい」と感じる町民の割合	83.6%	88.0%	
ウ	年少(0~14歳)人口	3,949人	4,000人	基本目標 3
	「安心して子育てする環境が整っている」と感じる人の割合	63.0%	70.0%	
エ	新たな地域づくり拠点数(累計)	0箇所	3箇所	基本目標 4
	民間提案制度による採択事業数(累計)※1	8件	10件	
オ	マイナンバーカード保有率	75.1%	81.0%	横断的目標

※ 1 2025 年 8 月以降に実施する事業の効果検証に活用。

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 のとおり。

5-2 第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

第 2 期紫波町まち・ひと・しごと創生推進計画事業

ア ローカル経済でしごとが生まれる事業

イ 女性・若者に選ばれて新しいひとの流れが生まれる事業

ウ 子育て支援・教育の充実で若い世代の安心が生まれる事業

エ 民の活力が沸き上がり時代に合った地域が生まれる事業

オ デジタル活用により便利でやさしい暮らしが生まれる事業

② 事業の内容

ア ローカル経済でしごとが生まれる事業

・町内産業の発展は、雇用の創出や経済活性化に大きく寄与することから、事業所・経営体の創意工夫及び自主的な努力を尊重し、成長を促進する。

・町の基幹産業である農業の持続可能で安定した農業経営を実現するため、個々の農家を支援しつつ、地域全体の農業を強化していく。

・起業に「挑戦する人」と「挑戦する人を応援する人」を支援し、持続可能な産業を育てる。

・町の地理的特性や地域資源を生かした産業の定着を進める。

【具体的な事業】

・担い手支援

・スマート農業の導入支援

・既存企業の経営強化支援・担い手確保

- ・温泉資源を生かした観光拠点づくり
- ・伝統産業を生かした特産品の販路拡大 等

イ 女性・若者に選ばれて新しいひとの流れが生まれる事業

- ・主に女性や若者にとって住みよい環境をつくとともに、快適で暮らしやすい魅力と活力あるまちづくりを進める。
- ・若い世代を中心とした田園回帰ニーズに応え、町の魅力を発信し、移住・定住を促進する。
- ・町の魅力を全国に発信して来訪者を増加させるとともに、関係人口やファンの創出・拡大を図り、人口減少基調にあっても、町内外から町を支え、応援してくれる関係性をつくる。

【具体的な事業】

- ・都市の交通拠点の機能強化
- ・空家等の有効活用誘導
- ・バレーボールを活用した地域活性化事業
- ・「e-スポーツ」を活用した地域振興事業 等

ウ 子育て支援・教育の充実で若い世代の安心が生まれる事業

- ・すべての子育て家庭が安心して過ごせるよう、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援をするほか、家庭だけでなく、地域・学校・企業など社会全体で子育てを支援する環境づくりを進める。
- ・子どもたちが、予測困難な社会をたくましく生きていく力を育めるよう、子育て・教育を充実させる。

【具体的な事業】

- ・学童保育の環境整備
- ・新たな子どもの居場所づくり
- ・幼児教育の充実 等

エ 民の活力が湧き上がり時代に合った地域が生まれる事業

- ・地域の小さな取組にも光をあて、ヒト・モノ・カネが循環する弾力性のある地域づくりを支援する。
- ・公民連携によるまちづくりを推進する。行政と民間が連携し、お互いの役割を分担しながら官民で公益を担う。

【具体的な事業】

- ・地域おこし協力隊
- ・地区コミュニティ支援
- ・遊休公有財産活用 等

オ デジタル活用により便利でやさしい暮らしが生まれる事業

- ・デジタル技術の活用により、あらゆる分野における課題解決や生活利便性を向上させる。
- ・デジタル技術の活用により、いつでも・どこでも・質の高い行政サービスを提供する。

【具体的な事業】

- ・書かない窓口・キャッシュレス決済
- ・フロントヤード・バックヤード改革 等

※ なお、詳細は第3期紫波町まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

4,500,000 千円（令和7年度～令和11年度）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度終了後の5月頃に庁内で効果検証を行った上、6月頃に外部有識者等で構成する「紫波町まち・ひと・しごと創生推進協議会」を開催し、効果の検証を行う。検証後速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑥ 事業実施期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

6 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで